

裁判員制度の施行状況等に関する検討会（第４回） 裁判員制度に関する意見メモ

法政大学キャリアデザイン学部教授 武石恵美子

本日の会合は、急遽別件の予定が入ってしまい、欠席することとなったため、意見メモを提出させていただきます。

裁判員制度に関して法律的な観点からの議論に関して私は専門的な知見を持ち合わせておらず、専門の委員の皆様の議論に委ねたいと考えます。企業の人事管理を専門にしている立場から、裁判員候補者が積極的に裁判員の役割を果たすことへの課題を提起いたします。

まず現状認識ですが、本年５月に発表された最高裁判所による「裁判員制度１０年の総括報告書」において、以下が報告されています。

裁判員として参加したことにつき、「非常によい経験」又は「よい経験」と感じたと回答した裁判員経験者の割合は、制度施行当初の平成２１年から平成３０年まで一貫して９５％を超えている。平成３０年の経験者アンケートによれば、参加前に参加に積極的であった方は約４０％であったのに対し、参加後には約９７％の方がよい経験であったと評価している。

選任手続の検討課題として、裁判員候補者の辞退率の上昇（平成２４年６１．６％→平成２９年６６．０％）出席率の低下（同７６．１％→６３．９％）傾向が継続している。

参加者は のようにその経験を高く評価していますが、 の辞退率の上昇等に対応する必要があると考えます。 の背景要因の一つに、報告書は「雇用情勢の変化（人手不足，非正規雇用者の増加等）」を挙げています。裁判員候補者には、仕事をしながら裁判員裁判に出席する方が多数いると考えられますが、労働現場において、現在２つの変化が起きていることに注目すべきと考えます。

１つは、いわゆる「働き方改革」です。この内容は多様ですが、その中に「副業・兼業の促進」が挙げられています。副業等に関しては、収入確保のみならず、社員の視野の拡大やスキルアップなどの積極的な意義を認めてそれを推進しようとする企業が増えており、5/20 付けの日本経済新聞でも、大企業が副業に関心を高めていることが報道されています。裁判員裁判は「副業」ではありませんが、上記 のように経験者が高い評価をしていることを積極的に評価し、副業以上の効果を経営者等に理解してもらうことが重要であると考えます。

第２に、SDGs（持続可能な開発目標）に対する経営者の関心が高まるなど、企業が社会貢献活動を積極的に推進するとともに、社員個人の社会貢献活動への支援策も実施するようになってきました。裁判員裁判に社員が参加していくことを組織として奨励・支援することは、社会貢献の重要な側面であることを訴求することは効果があると考えます。

裁判員制度についてのポジティブな面のアピールについて、最高裁はじめ関係者の皆様
がこれまで丁寧に実施されてきたことは承知しておりますが、現在進んでいる労働現場で
の動きをとらえて、働きながら裁判員制度に参加することの意義や実際に参加した人の高
い評価を、経営層、さらには参加対象となる個人の方に具体的にご理解いただくことによ
り、仕事を理由にした辞退等を抑制でき、むしろ積極的に参加する意識を醸成できるので
はないかと考えます。

私事で恐縮ですが、本検討会委員を引き受けたのを契機に 3 月に初めて裁判員裁判を傍
聴する機会をいただきました。実に様々なことを考える機会になったことから、このこと
をある経営者にお話ししたところ、裁判員裁判についてのステレオタイプな見方、つまり
「時間的・心理的負担が大きいにも関わらずメリットがあるのか」といった意見がありま
した。私なりに自身の経験（刑事事件の背景にある社会の課題を知り視野が広がったこと
など）をお話ししたところ、制度の意義をご理解いただき、人事担当役員に連携してくだ
さいました。

この制度が司法制度として重要な意義があることは承知しておりますが、加えて、裁判
員制度に個人が参加することによる社会的な意義が広く存在していることを、この時期を
とらえて周知していくことは重要であると考えます。